

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（~~廃止~~・縮減）

（農林水産省）

| | | | | |
|--|---|--|---------------------------------|--------------------------|
| <p>制 度 名</p> | <p>農地等に係る贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている者が特例適用農地等のすべてについて一定の農業生産法人に使用貸借した場合において贈与税の納税猶予の特例を継続する特例</p> | | | |
| <p>税目（条文番号）</p> | <p>贈与税（措法附則 55）</p> | | | |
| <p>見 直 し の 内 容</p> | <p>本措置は、平成 17 年 3 月 31 日までに租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の適用を受ける受贈者が、適用農地等のすべてを一括して一定の要件を満たす農業生産法人に使用貸借した場合の贈与税の納税猶予の継続適用を認めるもの。 本措置については、延長要望しないこととする。</p> <table border="1" data-bbox="871 891 1476 981"> <tr> <td data-bbox="871 891 1214 981"> <p>平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</p> </td> <td data-bbox="1219 891 1476 981"> <p>+ 1 2 百万円 （—）</p> </td> </tr> </table> | | <p>平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</p> | <p>+ 1 2 百万円 （—）</p> |
| <p>平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</p> | <p>+ 1 2 百万円 （—）</p> | | | |
| <p>廃 止 又 は 縮 減 の 理 由</p> | <p>本措置は、特例の対象が平成 17 年 3 月 31 日までに贈与税納税猶予の適用を受けた者を対象とした経過措置であること、適用数が僅少となったこと等から、租税特別措置としての合理性、有効性、相当性が認められないため、廃止することとする。</p> | | | |